

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）	（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）

第7条 鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)・(3) 略

2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)～(6) 略

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（次号に規定するものを除く。）にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)～(4) 略

4～6 略

（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係

第7条 鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)・(3) 略

2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)～(6) 略

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（次号に規定するものを除く。）にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2)～(4) 略

4～6 略

（鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係

る利用料金)

第10条 略

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 略

る利用料金)

第10条 略

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は</p>

入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア～オ 略

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ 児童福祉法 第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業

ク 児童福祉法 第6条の2の2第4項に規定する放課後等サービスに係る事業

(8)～(11) 略

入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア～オ 略

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ 児童福祉法 第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業

ク 児童福祉法 第6条の2第4項に規定する放課後等サービスに係る事業

(8)～(11) 略

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第23条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等サービス及び同条第5項に規定する保育所</p>	<p>第23条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等サービス及び同条第5項に規定する保育所等訪</p>

等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第10条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。